

◎令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(令和四年三月三十一日法律第一五号)

一、提案理由 (令和四年三月二日・衆議院国土交通委員会)

○斉藤国務大臣 ただいま議題となりました令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

令和九年に神奈川県横浜市で開催される国際園芸博覧会は、「幸せを創る明日の風景」をテーマとして掲げ、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会を創造することを目的とするものであり、このような重要な意義を有し、国民的な大事業である博覧会の開催に向けて、円滑な準備及び運営のための体制を早急に整えることが重要です。

このことから、博覧会の準備及び運営を開催主体として適正かつ確実にを行うことができる法人を国際園芸博覧会協会に指定するとともに、資金面、人材面での支援を始め所要の措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、この度、この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、博覧会業務を適正かつ確実にを行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を国際園芸博覧会協会として指定し、監督上必要な命令等を行うことができることとしております。

第二に、国際園芸博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとしております。

第三に、国際園芸博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、国際園芸博覧会協会に対し、無償で使用させることができることとしております。

第四に、寄附金付郵便葉書等について、国際園芸博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとしております。

第五に、博覧会の準備及び運営を支援するため、国際園芸博覧会協会の要請に応じて国際園芸博覧会協会に国の職員を派遣することができることとしております。

そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告 (令和四年三月一〇日)

○中根一幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和九年に神奈川県横浜市で開催される国際園芸博覧会が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、主務大臣は、博覧会の準備及び運営等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人等を国際園芸博覧会協会として指定し、監督上必要な命令等ができること、

第二に、国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費の一部を補助することができること、

第三に、国は、博覧会協会に対し、使用施設の用に供される国有財産を無償で使用させることができること
などであります。

本案は、去る三月一日本委員会に付託され、翌二日齋藤国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、昨九日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告（令和四年三月三〇日）

○齋藤嘉隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和九年に開催される国際園芸博覧会が国家的に重要な意義を有することに鑑み、その円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際園芸博覧会の開催の意義及び期待される効果、来場者数の見通し、開催に向けてのバリアフリーの取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。